



# 長野県報

3月31日(月)  
平成20年  
(2008年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	14
長野県労働委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（行政改革課）	17
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則等の一部を改正する規則（行政改革課）	17
長野県病院事業財務規則の一部を改正する規則（県立病院課）	17
財務規則の一部を改正する規則（会計課）	18
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	19
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則等の一部を改正する規則（教育総務課）	20
長野県教育委員会事務処理規則の一部を改正する規則（教育総務課）	21
長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	21
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	21
期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	24

### 告示

農畜産業振興事業補助金交付要綱の制定（園芸特産課）	25
---------------------------	----

### 訓令

長野県電子計算組織の利用に関する規程の一部改正（情報政策課）	30
長野県法規審査委員会規程の一部改正（情報公開・法務課）	30
副知事の担任事務に関する規程の一部改正（行政改革課）	30

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年3月31日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第17号**

**長野県組織規則の一部を改正する規則**

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4条の4」を「第4条の2」に、「第2目 総務部(第5条-第14条)」を

「第2目 危機管理部(第4条の3-第4条の4)」

第2目の2 企画部(第4条の5-第4条の10) に、

第2目の3 総務部(第5条-第14条) 」

「第4条の2 生活環境部(第27条の3-第27条の9) を  
第5目 商工部(第28条-第30条) 」

「第4条の2 環境部(第27条の3-第27条の8) に、「第30条  
第5目 商工労働部(第28条-第30条の2) 」

の2・第30条の3」を「第30条の3-第30条の5」に、

「第8目 土木部(第43条-第49条)

第9目 削除

第10目 住宅部(第51条の2-第51条の4)

を

第10目の2 削除

第10条の3 危機管理局(第51条の13・第51条の14)

第11目 企画局(第51条の15-第51条の21) 」

「第8目 建設部(第43条-第51条の2)」に、「第133条の2」  
を「第133条の3」に改める。

第2条の見出しを「(部及び局)」に改め、同条中「部は」を「部  
及び部に置く局は」に改め、「その名称及び分掌事務は」を削り、  
同条各号を次のように改める。

(1) 部

ア 危機管理部

イ 企画部

ウ 総務部

エ 社会部

オ 衛生部

カ 環境部

キ 商工労働部

ク 観光部

ケ 農政部

コ 林務部

サ 建設部

(2) 部に置く局

衛生部に置く局 病院事業局

第3条第9号及び第10号を削り、同条第8号中「林業振興課 森林整備課 信州の木活用課」を「信州の木振興課 森林づくり推進課」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「園芸特産課 畜産課」を「園芸畜産課」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「観光振興課」を「観光振興課 国際課」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「商工部」を「商工労働部」に、「ビ

ジネス誘発課」を「経営支援課」に、「雇用・人材育成課」を「人材育成課 労働雇用課」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「生活環境部」を「環境部」に、「水環境課 生活排水対策課」を「水大気環境課 生活排水課」に、「廃棄物監視指導課 生活文化課」を「廃棄物監視指導課」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「医療政策課 県立病院課」を「医療政策課」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「こども・家庭福祉課 労働福祉課」を「こども・家庭福祉課」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号中「情報公開・法務課」を「情報公開・私学課」に改め、同号を同条第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 危機管理部

消防課 危機管理防災課

(2) 企画部

企画課 政策評価課 交通政策課 情報統計課 人権・男女  
共同参画課 生活文化課

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設部

建設政策課 道路管理課 道路建設課 河川課 砂防課 都市計画課 住宅課 建築指導課 施設課

第3条の2から第4条の2までを削る。

第4条の3中「第3条、第3条の4」を「病院事業局」に、「課(」  
を「課(政策評価課)」に、「、観光振興課、政策評価課及びNPO  
活動推進課」を「及び観光振興課」に、「係を置き、その名称及び  
分掌事務は、別に定めるところによる」を「別に定める係を置く」  
に改め、同条を第4条とする。

第4条の4第1項中「及び分掌事務の範囲」を削り、同条第2項  
中「企画員」を「担当係長」に改め、同条を第4条の2とする。

第5条の2第8号を削り、同条第9号中「及び私立学校審議会」  
を削り、同号を同条第8号とし、同条第10号を同条第9号とし、同  
条第11号を同条第10号とする。

第11条の見出し及び同条第1項中「情報公開・法務課」を「情報  
公開・私学課」に改め、同条第1項第11号中「及び個人情報保護審  
査会」を「、個人情報保護審査会、公益認定等審議会及び私立学校  
審議会」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号を同項第12号  
とし、同項第9号の次に次の2号を加える。

(10) 公益社団法人及び公益財團法人に関すること。

(11) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること。

第11条第2項中「情報公開・法務課」を「情報公開・私学課」に  
改める。

第14条第6号中「の管理」を削る。

第2章第1節第1款中第2目を第2目の3とし、同款第1目の次  
に次の2目を加える。

第2目 危機管理部

(消防課)

第4条の3 消防課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 危機管理部の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関す  
ること。

(2) 消防に関すること。

(3) 危険物に関すること。

(4) 防災行政無線に関すること。

(5) 消防学校及び消防防災航空センターに関すること。

(6) 危機管理防災課の所管に属さないこと。

(危機管理防災課)

第4条の4 危機管理防災課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 災害対策その他の危機管理に係る総合調整に関すること。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護に係る総合調整に関すること。
- (3) 雪対策の総合調整に関すること。
- (4) 災害救助に関すること。
- (5) 防災会議及び国民保護協議会の庶務に関すること。

## 第2目の2 企画部

(企画課)

第4条の5 企画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 企画部の人事、予算の編成及び執行その他庶務に関すること。
- (2) 県政の総合計画の策定に関すること。
- (3) 県政の重要施策の調整に関すること。
- (4) 特定地域の振興計画に関すること。
- (5) 中部圏の開発及び整備に係る計画等に関すること。
- (6) 県境を越えた広域にわたる重要施策の調整に関すること。
- (7) 信州ブランドの推進に関すること。
- (8) 総合計画審議会（国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合を除く。）の庶務に関すること。
- (9) 企画部内の他課の所管に属さないこと。

2 企画課に、土地対策室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 土地利用に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 土地取引の規制に関すること。
- (3) 公有地取得の調整に関すること。
- (4) 土地の価格に関すること。
- (5) 不動産鑑定業に関すること。
- (6) 土地開発公社の指導監督に関すること。
- (7) 土地収用に関すること。
- (8) 総合計画審議会（国土の利用及び土地利用並びに土地収用に関する事項を審議する場合に限る。）、土地利用審査会及び収用委員会の庶務に関すること。

3 土地対策室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

(政策評価課)

第4条の6 政策評価課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 政策評価に関すること。
- (2) 公共事業評価に関すること。

(交通政策課)

第4条の7 交通政策課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活交通の確保対策に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 新幹線鉄道の整備促進に関すること。
- (3) 新幹線鉄道に係る並行在来線対策に関すること。
- (4) バス及び鉄道の運行維持及び振興に関すること。
- (5) 松本空港の管理及び利用促進に関すること。
- (6) 松本空港管理事務所に関すること。

(情報統計課)

第4条の8 情報統計課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 情報化の推進に関すること（情報システム推進室の所管に属するものを除く。第2号において同じ。）。
- (2) 情報システム及び情報通信ネットワークの管理運営に関する

ること。

(3) 各種の統計及び調査の調整に関すること。

(4) 統計の普及及び啓発に関すること。

(5) 指定統計等統計調査（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

2 情報統計課に、県の行政情報化並びに情報システム及び情報通信ネットワークの管理運営及び適正化に関する事務をつかさどらせるため、情報システム推進室を付置する。

(人権・男女共同参画課)

第4条の9 人権・男女共同参画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権尊重に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 人権尊重の意識の普及及び高揚に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (4) 男女共同参画社会づくりの促進に関すること。
- (5) 多文化共生社会づくりの推進に関する施策の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 人権政策審議会、男女共同参画推進指導委員及び男女共同参画審議会の庶務に関すること。
- (7) 男女共同参画センターに関すること。

(生活文化課)

第4条の10 生活文化課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 物価に関する諸調査及び監視に関すること。
- (2) 消費者の苦情相談に関すること。
- (3) 不当景品類の提供及び不当表示の防止に関すること。
- (4) 家庭用品等の表示に関すること。
- (5) 訪問販売、割賦販売等に関すること。
- (6) 消費生活協同組合に関すること。
- (7) 消費者の啓発指導に関すること。
- (8) 芸術及び文化に関すること。
- (9) 交通安全対策の企画及び連絡調整に関すること。
- (10) 交通安全の啓発宣伝に関すること。
- (11) 青少年の育成及び保護に関すること。
- (12) 交通安全対策会議、交通安全運動推進本部、青少年対策本部及び青少年問題協議会の庶務に関すること。
- (13) 消費生活センター及び文化会館に関すること。

2 生活文化課に、NPO活動推進室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) ボランティア活動及びNPO活動の推進に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。

3 生活文化課に、交通事故の被害者に対して、賠償、更生等の相談指導の事務をつかさどらせるため、交通事故相談所を付置する。

4 交通事故相談所に支所を置き、その名称、位置及び担当区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
交通事故相談所 松本支所	松本市	松本市 岡谷市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 上伊那郡 木曾郡 東筑摩郡

第18条第5号を削り、同条第6号中「青少年対策本部、青少年問題協議会、」及び「及び保育士試験委員」を削り、同号を同条第5

号とし、同条第7号を同条第6号とする。

第19条から第23条までを次のように改める。

#### 第19条から第23条まで 削除

第24条第1項第14号中「他課」の次に「及び病院事業局」を加え、同条第3項中「及び分掌事務は」を「は、」に改め、同条第4項中「企画員」を「担当係長」に改め、同条第5項第3号中「国民健康保険審査会」の次に「及び後期高齢者医療審査会」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 後期高齢者医療に関すること。

第24条第6項中「係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる」を「別に定める係を置く」に改める。

第24条の2を削る。

第25条第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第2章第1節第1款第4目の2の目名を次のように改める。

#### 第4目の2 環境部

第27条の3第1号中「生活環境部」を「環境部」に改め、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号から第9号までを削り、同条第10号中「、公害審査委員及び環境影響評価技術委員会」を削り、同号を同条第6号とし、同条第11号を同条第7号とし、同条第12号中「生活環境部」を「環境部」に改め、同号を同条第8号とする。

第27条の4(見出しを含む。)中「水環境課」を「水大気環境課」に改め、同条第5号を同条第8号とし、同条第4号の次に次の3号を加える。

(5) 大気環境の保全に関すること。

(6) 騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関すること。

(7) 化学物質対策に関すること。

第27条の5(見出しを含む。)中「生活排水対策課」を「生活排水課」に改める。

第27条の6第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 環境影響評価に関すること。

第27条の6に次の1号を加える。

(5) 環境影響評価技術委員会の庶務に関すること。

第27条の9を削る。

第2章第1節第1款第5目の目名を次のように改める。

#### 第5目 商工労働部

第28条第1号及び第8号中「商工部」を「商工労働部」に改める。

第28条の2(見出しを含む。)中「ビジネス誘発課」を「経営支援課」に改め、同条第10号を削り、同条第9号を同条第11号とし、同条第5号から第8号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の前に次の1号を加える。

(6) 下請中小企業の振興に関すること。

第28条の2第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 貿易に関すること。

第29条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第30条(見出しを含む。)中「雇用・人材育成課」を「人材育成

課」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「、技術専門校及び若年者就業サポートセンター」を「及び技術専門校」に改め、同号を同条第5号とする。

第30条の3を第30条の4とし、第30条の2第7号中「観光振興課」を「観光部内の他課」に改め、同条を第30条の3とし、第2章第1節第1款第5目中第30条の次に次の1条を加える。

#### (労働雇用課)

第30条の2 労働雇用課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 労働組合の組織運営及び活動の指導に関すること。
- (2) 労働関係の調整及び労働協約に関すること。
- (3) 労働に関する啓発及び教育に関すること。
- (4) 労働者の福祉に関すること。
- (5) 労働情報に関すること。
- (6) 労働科学に関すること。
- (7) 労働金庫に関すること。
- (8) 雇用対策の推進に関すること。
- (9) 労働問題審議会の庶務に関すること。
- (10) 労政事務所、勤労者福祉センター、野外趣味活動センター及び若年者就業サポートセンターに関すること。

第2章第1節第1款第5目の2中第30条の4の次に次の1条を加える。

#### (国際課)

第30条の5 国際課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流及び国際協力の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) 一般旅券の発給に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国際関係に関するこ(他の所管に属するものを除く。)。

第31条第10号から第13号までを削り、同条第14号中「、卸売市場審議会」を削り、同号を同条第10号とし、同条第15号を同条第11号とし、同条に次の2項を加える。

2 農業政策課に、農産物マーケティング室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 卸売市場に関すること。
- (2) 農畜産物の消費、流通及び販売に関すること。
- (3) 地産地消に関すること。
- (4) 農産物の表示に関すること。
- (5) 都市と農村の交流に関すること。
- (6) 卸売市場審議会の庶務に関すること。

3 農産物マーケティング室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第33条(見出しを含む。)中「園芸特産課」を「園芸畜産課」に改め、同条第7号中「水産試験場」を「家畜保健衛生所及び水産試験場」に改め、同号を同条第15号とし、同条第6号を同条第14号とし、同条第5号を同条第13号とし、同条第4号の次に次の8号を加える。

- (5) 家畜の改良増殖に関すること。
- (6) 家畜衛生及び動物用薬事に関すること。
- (7) 獣医師に関すること。
- (8) 牧野及び草地に関すること。
- (9) 飼料に関すること。
- (10) 畜産経営に関すること。

- (11) 畜産物の価格安定に関すること。  
 (12) 家畜商及び家畜市場に関すること。

第34条を次のように改める。

#### 第34条 削除

第36条第4号中「こと」の後に「(農産物マーケティング室の所管に属する事項を除く。)」を加える。

第40条(見出しを含む。)中「林業振興課」を「信州の木振興課」に改め、同条第2号中「林業構造改善」を「林業の経営構造対策」に改め、同条第7号及び第8号を削り、同条第9号を同条第7号とし、同条第10号を同条第8号とし、同条第11号を同条第9号とし、同条第12号を同条第13号とし、同号の前に次の3号を加える。

- (10) 木材産業の振興に関すること。  
 (11) 県産材の供給体制の整備に関すること。  
 (12) 県産材の需要拡大に関すること。

第41条(見出しを含む。)中「森林整備課」を「森林づくり推進課」に改め、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条第11号を削り、同条に次の2号を加える。

- (10) 県有林に関すること。  
 (11) 県行造林に関すること。

第41条に次の2項を加える。

2 森林づくり推進課に、野生鳥獣対策室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。  
 (2) 野生鳥獣被害対策に関すること(他の所管に属するものを除く。)  
 (3) 県営総合射撃場に関すること。

3 野生鳥獣対策室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第42条を次のように改める。

#### 第42条 削除

第2章第1節第1款第8目の目名を次のように改める。

#### 第8目 建設部

第43条の見出し及び同条第1項中「土木政策課」を「建設政策課」に改め、同項第1号中「土木部」を「建設部」に改め、同項第6号中「佐久高速道事務所及び北信新幹線事務所」を「及び佐久高速道事務所」に改め、同項第7号中「土木部」を「建設部」に改め、同条第2項中「土木政策課」を「建設政策課」に改める。

第44条を削り、第45条を第44条とし、第46条から第48条までを1号ずつ繰り上げ、同条の次に次の1条を加える。

#### (都市計画課)

第48条 都市計画課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都市計画に関すること。  
 (2) 土地区画整理に関すること。  
 (3) 都市公園に関すること。  
 (4) 駐車場に関すること。  
 (5) 風致地区に関すること。  
 (6) 都市の緑地保全に関すること。  
 (7) 都市計画審議会の庶務に関すること。  
 (8) 県都市公園に関すること。

第49条を次のように改める。

#### (住宅課)

第49条 住宅課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 住宅対策の企画及び調整に関すること。  
 (2) 宅地開発の計画及び調整に関すること。  
 (3) 建築物動態統計に関すること。  
 (4) 地方住宅供給公社に関すること。  
 (5) 独立行政法人住宅金融支援機構又は独立行政法人都市再生機構の業務に係る受託事務に関すること。  
 (6) 住宅組合及び農住組合に関すること。  
 (7) 住宅建設資金の融資あつせん及び助成に関すること。  
 (8) 県営住宅の建設、建替え、住戸改善及び環境改善等の実施計画に関すること。  
 (9) 公営住宅等の建設事業の指導監督及び助成に関すること。  
 (10) 県営住宅等の建設及び改善に関すること。  
 (11) 県営住宅等の管理及び公営住宅等の管理の指導に関すること。  
 (12) 住宅審議会の庶務に関すること。

第2章第1節第1款第9目を削る。

第2章第1節第1款第10目の目名を削り、第51条の2の見出し及び第1項中「建築管理課」を「建築指導課」に改め、同条第1項第1号中「住宅部の人事、予算の編成及び執行その他庶務」を「建築工事の専門的指導」に改め、同項第2号から第4号までを削り、同項第5号を同項第2号とし、同項第6号から第10号までを3号ずつ繰り上げ、同項第11号から第14号までを削り、同項第15号を同項第8号とし、同項第16号を同項第9号とし、同項第17号中「、住宅審議会」を削り、同号を同項第10号とし、同項第18号を削り、同条第2項中「建築管理課」を「建築指導課」に改め、同条を第50条とする。第51条の3を削る。

第51条の4第3号を削り、同条を第51条とする。

第2章第1節第1款第10目の2から第11目までを削る。

第53条第2項中「係を置き、その名称及び分掌事務は、別に定めるところによる」を「別に定める係を置く」に改める。

第77条第10項第1号中「林業構造改善」を「林業の経営構造対策」に改め、同条第16号を同条第17号とし、同条第6号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 野生鳥獣被害対策に関すること。

第84条の2第1項及び第3項中「家庭指導課」を「家庭支援課」に改める。

リハビリテーション療法科	第4項第3号の事項
を	

理学療法科	第4項第3号の事項
作業療法科	
言語聴覚療法科	

に改める。

第2章第2節第29款中第133条の2の次に次の1条を加える。

(看護実践国際研究センター)

第133条の3 長野県看護大学に、看護実践国際研究センターを置き、社会における看護の先端領域の課題について研究教育等を総合的に行う。

第140条第1項中「事務局」を「事務部、診療部」に、「、看護科及び別に定める診療科」を「及び看護部」に改め、同条第2項中「、長野県立こども病院に、事務局に代えて経営管理部を、診療科に代

えて診療部を、臨床検査科、放射線技術科、薬剤科及び栄養科に代えて医療技術部を、看護科に代えて看護部を」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「事務局」を「事務部」に改め、同項第3号中「科」を「科及び他の部」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「診療科」を「診療部」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項を削り、同条第8項を同条第5項とし、同条第9項から第12項までを3項ずつ繰り上げ、同条第13項を削り、同条第14項中「看護科」を「看護部」に改め、同項第1号中「患者の」を削り、同項を同条第10項とし、同条第15項から第17項までを削る。

第140条の2中「寝たきりの老人」を「介護を必要とする高齢者」に、「老人の」を「高齢者等の」に改める。

第140条の4第1項及び第2項中「事務局」を「事務部」に改める。

第245条第1項中「係を置くことができるものとし、その設置及び分掌事務の範囲は、当該機関の長があらかじめ知事の承認を得て定める」を「別に定める係を置く」に改め、同条第2項中「及び分掌事務の範囲」を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「係又は」及び「係長又は」を削る。

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項の前に次のように加える。

長野県防災会議	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条の規定による長野県地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等に関すること。	危機管理防災課
長野県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び知事に対する意見の申述並びに国民の保護に関する計画の作成等に係る答申に関すること。	危機管理防災課
長野県土地利用審査会	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条の規定による規制区域の指定、解除等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決等に関すること。	土地対策室
長野県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条の規定による長野県交通安全計画の作成及びその実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に関する県及び関係行政機関相互間の連絡調整等に関すること。	生活文化課
長野県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条の規定による同法によりその権限に属させられた事項及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第138条の規定による同法第1章第4節第6款の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議等に関すること。	情報公開・私学課

別表第32の1の長野県私立学校審議会の項中「人事課」を

「情報公開・私学課」に改め、同1の長野県障害者施策推進協議会の項中「第27条」を「第26条」に改め、同1の長野県保育士試験委員の項を削り、同1の長野県国民健康保険審査会の項中

「医療政策課」を「国保・医療福祉室」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条の規定による後期高齢者医療給付に関する処分及び保険料その他同法第4章の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関すること。	国保・医療福祉室
---------------	--	----------

別表第32の1の長野県交通安全対策会議の項を削り、同1の長野県森林審議会の項中「及び松くい虫被害対策特別措置法（昭和52年法律第18号）第4条の規定による長野県実施計画の策定等」を「、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3の規定による長野県防除実施基準の策定等に係る答申、同法第7条の5の規定による高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定等に係る答申、同法第7条の6の規定による樹種転換促進指針の策定等に係る答申及び長野県ふるさとの森林づくり条例（平成16年長野県条例第40号）第19条の規定による森林整備保全重点地域の指定等」に改め、同1の長野県建設工事紛争審査会の項中

「土木政策課」を「建設政策課」に改め、同1の長野県建築審査会の項から長野県開発審査会の項まで中

「建築管理課」を「建築指導課」に改め、同1の長野県防災会議の項から長野県土地利用審査会の項までを削る。

別表第32の2の長野県特別職報酬等審議会の項の前に次のように加える。

長野県総合計画審議会	長野県総合計画審議会条例（昭和42年長野県条例第30号）第2条の規定による長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関すること。	企画課 土地対策室
長野県人権政策審議会	長野県人権政策審議会条例（平成19年長野県条例第34号）第2条の規定による人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県男女共同参画推進指導委員	長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年長野県条例第59号）第29条の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	人権・男女共同参画課

長野県男女共同参画審議会	長野県男女共同参画社会づくり条例第34条の規定による男女共同参画計画の策定に関する事項その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述に関すること。	人権・男女共同参画課
長野県青少年問題協議会	長野県青少年問題協議会条例(昭和28年長野県条例第46号)第1条及び地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要な重要事項の調査審議、当該総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整等に関すること。	生活文化課

別表第32の2の長野県特別職報酬等審議会の項中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改め、同2の長野県情報公開審査会の項から長野県個人情報保護審査会の項まで中

「情報公開・法務課」を「情報公開・私学課」に改め、同

2の長野県青少年問題協議会の項及び長野県労働問題審議会の項を削り、同2の長野県環境審議会の項中「第28条」を「第32条」に改め、同2の長野県環境影響評価技術委員会の項中

「環境政策課」を「自然保護課」に改め、同2の長野県職

業能力開発審議会の項中「雇用・人材育成課」を

「人材育成課」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県労働問題審議会	長野県労働問題審議会条例(昭和31年長野県条例第64号)第2条の規定による労使関係、労働福祉、労働経済、労働教育等に関する重要な重要事項の調査審議に関すること。	労働雇用課
------------	--	-------

別表第32の2の長野県卸売市場審議会の項を削り、同2の長野県食と農業農村振興審議会の項の次に次のように加える。

長野県卸売市場審議会	地方卸売市場等に関する条例(昭和46年長野県条例第55号)第27条及び卸売市場法(昭和46年法律第35号)第71条の規定による長野県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要な重要事項の調査審議に関すること。	農産物マーケティング室
------------	--	-------------

別表第32の2の長野県住宅審議会の項中「建築管理課」を

「住宅課」に改め、同2の長野県景観審議会の項中

「建築管理課」を「建築指導課」に改め、同2の長野県総

合計画審議会の項から長野県男女共同参画審議会の項までを削る。  
別表第33の部の項の次に次のように加える。

企画部	企画参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
-----	------	-------------------------

別表第33の総務部の項から衛生部の項まで中「統括掌理」を「統括掌理及び部長の職務遂行の補佐」に改め、同表の生活環境部の項及び商工部の項を次のように改める。

環境部	環境参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	環境技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
商工労働部	商工労働参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	商工労働技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の観光部の項から林務部の項まで中「統括掌理」を「統括掌理及び部長の職務遂行の補佐」に改め、同表の土木部の項から企画局の項までを次のように改める。

建設部	建設参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐(住宅参事又は建築技監の所掌に係るもの除く。建設技監において同じ。)
	建設技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
住宅参事	住宅参事	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐(知事の事務部局の組織に関する条例第13条第3号及び第4号に規定する事務に係るものに限る。建築技監において同じ。)
	建築技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
病院事業局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	局長の職務遂行の補佐及び局務の整理
	企業出納員	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第28条第3項に規定する職務

別表第33中